

—— 宇和島市職員倫理規程【解説】 ——

令和4年6月

総務企画部総務課

1 目的

(目的)

第1条 この訓令は、一般職の職員（以下「職員」という。）が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

2 定義等

(定義等)

第2条 この訓令において「事業者等」とは、法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として市長が認めたと者を除く。

(1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は宇和島市行政手続条例（平成17年条例第13号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（事業者等に該当する者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 補助金等（宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）第2条に規定する補助金をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 法令等に基づく立入検査又は監査（以下「検査等」という。） 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は宇和島市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（宇和島市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

1 事業者の基本的な考え方

民間事業者のほか、国の行政機関や地方自治体も「事業者等」に該当します。また、事業者等の利益のために行為を行う役員、従業員等も「事業者等」とみなすこととされています。（第2条第3項） 「事業を行う個人」に該当するか否かは個別に判断していくものですが、当該個人が「社会通念上、事業（一定の目的をもって反復継続的に遂行する同種の行為（営利・非営利を問わない）の

遂行とみることができる程度の社会的地位を形成していると認められる場合」には、「事業を行う個人」に該当すると考えられます。

以上を踏まえれば、弁護士や税理士などを含め、個人で事業を行っている者（いわゆる個人事業主）は当然に「事業者等」に含まれます。

2 利害関係者の基本的な考え方

倫理規程の「利害関係者」は基本的には「職員の職務に利害関係を有する者」であり、職員が当該者との間で規程で定める一定の行為を行うことが、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれがある者です。

職員の職務遂行のうちでも「特定の名宛人を対象としない行為によって利益又は不利益を受ける者（例えば、減税によって利益を得る市民一般）」は利害関係者とはしていません。また、届出の受領のように職員の裁量の余地が少ないものによって職員と関わる者は利害関係者としません。

3 個々の職務ごとの利害関係者の考え方

(1) 許認可等（第1号）

①考え方

許認可等は「何らかの利益」が存在する処分であるため、許認可等を受けようとする者と許認可等を行う者（許認可等の事務に携わる職員）の間には利害関係が存在しており、実際に許認可等を受けようとする者が許認可等を不正に得ようとして許認可等の事務に携わる職員に接触してくることも想定されることから、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、許認可等の申請をしようとしている時から許認可等を受けるまでの間は利害関係者として職員が接触することを規制することとしたものです。

②利害関係者となる者の範囲

- ア 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等
- イ 当該許認可等の申請をしている事業者等又は特定個人（事業者等とみなされる者以外の個人）
- ウ 当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 補助金等の交付（第2号）

①考え方

補助金等の交付は、その交付を受ける者とその交付に携わる者との間には強い利害関係が存在します。したがって、この両者の接触については、その態様によっては、両者が癒着して補助金等を不正に交付・受給しているものと見られることにより、補助金等に係る事務の公正な執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

②利害関係者となる者の範囲

- ア 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人
- イ 当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人
- ウ 当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 立入検査、監査（第3号）

①考え方

立入検査、監査（以下「検査等」という。）については、その性格上、検査等を実施する側と受ける側との間の癒着は厳に慎み、厳正に行われるべきものであると考えられるところ、当該検査等を現に受けている場合はもちろんのこと、年度の実施計画等により検査等を行うことが明らかとなっている場合についても、両者の接触はその態様によっては、検査等の日程を教えているのではないかと市民の疑惑や不信を招くおそれがあるため、法令上検査等の対象となっている者は利害関係者とし、検査等の実施に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

②利害関係者となる者の範囲

当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（第4号）

①考え方

「不利益処分」とは、「行政庁が、法令・条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」です。

このように不利益処分は「義務を課し、又はその権利を制限する処分」であることから、不利益処分を行おうとする者（不利益処分に携わる職員）と不利益処分の名宛人となるべき者との間には利害関係が存在しており、不利益処分の名宛人となるべき者が、不利益処分を受けまい、又は軽い処分となるよう働きかけることも想定されます。したがって、両者の接触の態様によっては、当該不利益処分の妥当性等に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、不利益処分に係る手続が進行中の場合における不利益処分の名宛人となるべき者を利害関係者とし、当該不利益処分に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

②利害関係者となる者の範囲

当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（第5号）

①考え方

「行政指導」とは、「市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」です。

このような影響力を行使する側と影響力を受ける側との間には利害関係が存在しているものと考えられ、行政指導を受ける側が当該行政指導を中止、変更するよう働きかけるために当該行政指導に携わる職員に接触してくることも想定されることから、現に行政指導を受けている者と当該行政指導に携わっている職員の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、行政指導により現に一定の作為又は不作為を求めている間は、当該行政指導を受けている者は利害関係者とし、当該行政指導に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

②利害関係者となる者の範囲

当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人、各種の

行政指導の類型ごとに、それぞれ次に掲げる間、利害関係者となります。

職員の携わる行政指導を受けたときから、その相手方は当該職員の利害関係者となり、

- ア その場において完了する行政指導の場合にあっては、相手方が行政指導に従った時又は行政指導をやめた時
- イ 一定期間効力を有する行政指導（例：3年間〇〇を〇%削減するように求めるようなもの）の場合にあっては、行政指導をやめた時又は行政指導が効力を有する期間が満了した時
- ウ 終期の定めのない行政指導（例：〇〇の年間排出量を以後〇%削減するよう求めるようなもの）の場合にあっては、行政指導をやめた時
- エ 行政指導に従う期限を設定した行政指導（例：〇月〇日までに〇〇を実施するよう求めるようなもの）の場合にあっては、行政指導に従った時、行政指導で実施を求めた期限が到来した時又は行政指導をやめた時に利害関係者ではなくなることとなります。

（6）契約（第6号）

①考え方

契約は、市との金銭のやりとりの原因となるものであることから、その相手方である事業者等と当該契約に携わる職員との間には利害関係が存在するものと考えられ、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、契約の申込みをしようとした時から契約に基づく債権債務関係が終了するまでの間は、その相手方となる事業者等を利害関係者とし、当該契約に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

②利害関係者となる者の範囲

- ア 契約を締結している事業者等
- イ 契約の申込みをしている事業者等
- ウ 契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

4 第1号、第2号、第6号の「明らかである」の意味について

その事務に携わる職員が、通常人としての判断力をもってすれば認識可能な状態を指します。

例：許認可等をする事務に携わる職員のところへ、許認可等の申請書の記入要領について相談に来ている者がいる場合、当該職員は、その相談に来ている者が申請を行おうとしていることを通常は認識可能であることから、その相談に来ている者は「許認可等の申請をしようとしていることが明らかである」者に該当し、当該職員の利害関係者となります。

(定義等)

第2条 1、2 (略)

- 3 事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、第1項の事業者等とみなす。
- 4 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 5 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

1 「事業者の利益のためにする行為」か否かは、必ずしも当事者の内心の意思によってのみ判断されるものではなく、当該行為を外形的・客観的に見て、それが事業者等の利益のために行われたものと認められるか否かにより判断するのが合理的であり、具体的には、①職員と事業者等との職務上の利害関係の状況、②職員と行為者の関係の具体的な経緯やその状況、③行為の様態などを総合的に勘案して判断することとなります。

倫理規程上の利害関係者となる事業者等の役員や利害関係者に関する部門の構成員であれば、基本的には外形的・客観的に見て当然に事業者等の利益のためにする行為と判断され「事業者等」になります。

2 倫理規程においては、職員の現在の職の職務との関係では利害関係がない者であっても、当該職員が過去3年間に在職した職において当該職から異動した時点において利害関係者であった者についても利害関係者として取り扱うこととしています。

これは、そのような過去の利害関係者との間で倫理規程で禁止・制限される行為を行うことは、職員が現在その者と利害関係のある職に就いている後任の職員に影響力を行使することによってその者に有利なように職務の執行の公正さを歪めるのではないかとこの市民の疑惑や不信を招くためであり、また、異動後近接した時期に異動前の職と利害関係があった者から供応接待や贈答品を受領することは、異動前の職の職務執行の公正さを歪めていたのではないかとこの疑惑や不信を招くことを併せ考慮したものです。

3 「職」に基づく影響力であるから、学校の先輩の関係による影響力などは該当しません。

3 職員の心構え

(職員の心構え)

第3条 職員は、宇和島市職員としての誇りを持ち、かつ、その使命及び責任を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として行動しなければならない。

(1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、市政が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われていることに留意し、厳正かつ効果的な職務の執行に当たらなければならないこと。

(3) 職員は、自らの行動が市政の信用に影響を与えることを認識するとともに、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

市職員としての心構えについて規定しています。

第1条の目的を達成するために、職員が自らを律するための規準となります。

4 禁止行為

(禁止行為等)

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭（小切手、商品券等を含む。以下同じ。）、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

1 第1号（利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。）

利害関係者からのせん別や香典も「金銭」の贈与となります。

2 第2号（利害関係者から金銭の貸付けを受けること。）

通常一般の利子を払っても金銭の貸付けを受けることは許されません。

「業として行われる」ものとは、反復継続して行われるものを意味し、銀行業、信託業、貸金業、質屋業等を行っている者が行う貸付けがこれに該当します。業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限り禁止されます。

3 第3号（利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。）

「利害関係者から」貸付けを受けることとは、利害関係者から直接物品又は不動産の提供を受ける場合であり、「利害関係者の負担により」とは第三者から物品又は不動産の提供を受け、その貸付けの対価を利害関係者が負担する場合（レンタカーの代金を利害関係者が負担する場合など）です。

対価を支払って貸付けを受ける場合でも、その対価が時価よりも著しく低いときは、第4条第3項の規定により、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされ、第1号の違反となります。

4 第4号（利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。）

「役務の提供」を受けるとは、正当な理由なくサービスを受けることをいい、ハイヤーによる送迎の提供を受けることのほか、例えば、物品購入契約の相手方である事業者に虚偽の見積書及び請求書を作成してもらうことや、委託契約の相手方である事業者の従業員に市の業務を手伝ってもらうことなども該当し得ます。

「利害関係者から」及び「利害関係者の負担により」の意は、第3号と同じです。

5 第5号（利害関係者から未公開株式を譲り受けること。）

「未公開株式」とは、「金融商品取引所に上場されおらず、かつ、店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式」と定義されています。

利害関係者からの未公開株式の譲り受けは、無償の場合に限らず、有償の場合でも禁止されます。

未公開株式は、一般に公開されておらず、値上がりが期待されるなど、その譲渡は、利害関係者と当該職員との間に、特別な関係が存在するものと外部からみなされ、当該職員の職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招く行為であるため、禁止されています。

6 第6号（利害関係者から供応接待を受けること。）

「供応接待」とは、供応(酒食を提供してもてなすこと)と接待(客をもてなすこと)の両者を包括するものとして用いており、供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般(温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待)がこれに該当します。

7 第7号（利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。）

職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっている。利害関係者が職員の費用を負担した場合は第6号の供応接待にも該当します。ゴルフ以外のスポーツ、例えば、テニス、野球などは禁止されません。

※「遊技」の範囲について

ここでいう「遊技」には次のようなものが該当します。

- ・麻雀
- ・ポーカール

8 第8号（利害関係者と共に旅行をすること。）

職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっています。利害関係者が職員の費用を負担した場合は第6号の供応接待にも該当します。

公務のための旅行が禁止対象から除外されているのは、職務遂行上、利害関係者と共に旅行することが必要となる場合もあるからです。

※遊技又はゴルフ及び旅行における「利害関係者『と共に』」の意

「利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること」及び「利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること」の「利害関係者と共に」とは、職員と利害関係者とが当該行為を行う意図を共有して行うことを意味します。

典型的な形態としては、当該職員が当該利害関係者と相謀ってゴルフ等を行うことがこれに該当しますが、職員及び利害関係者以外の第三者が幹事役を務めてゴルフ等を行う場合において、当該職員と当該利害関係者とがお互いが出席することをはっきり認識した上で更にその者と一緒にゴルフ等を行う意図を持って行う場合も含まれます。

他方、職員がバック旅行に参加する場合で、その旅行グループの中に利害関係者に該当する者も含まれていることを、バック旅行の集合の際に当該職員と当該利害関係者とが認識したような場合は、職員と利害関係者とが旅行をする意図を共有して行う行為とはいえないのでこれには該当しません。

9 第9号（利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。）

職員が利害関係者に働き掛け、職員本人にではなく第三者に第1号から第8号までに規定する行為をさせることは禁止されます。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることなどがこれに該当します。

「第三者」とは、職員本人及び利害関係者以外の者をいい、自然人、法人を問いません。

なお、職員本人であれば、第4条第2項の規定により、宣伝用物品の贈与を受ける等一定の行為は例外として禁止行為から除外されていますが、本号の規制については、利害関係者に「要求」という反倫理性の強さにかんがみ、このような例外は認められていません。同様の理由により、私的な関係がある者との行為の例外（第5条第1項）についても認められていません。

第4条第3項の物品購入等の対価が時価よりも著しく低い場合に当該差額を贈与とみなす規定については、本号の規制についても同様に適用されます。

（禁止行為等）

第4条 1（略）

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。）において、利害関係者から飲食物の提供又は記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、職務の遂行のため当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受け、又は利害関係者と共に茶菓の飲食をすること。
- (6) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食物の飲食をすること。

第1項の規定にかかわらず禁止行為から除外される行為です。

1 第1号（利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。）

宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものについては、それを贈与されたとしても利害関係者との間で特別の関係があると見られて市民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しいと考えられます。

2 第2号（多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供又は記念品の贈与を受けること。）

立食形式で行われるものであればよく、部屋の端に椅子が置かれていても構いません。多数の者が出席する立食パーティーにおいて多数の出席者から見られている中で記念品を受け取ったり、飲食物の提供を受ける行為が公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くとは考えにくいものといえます。「多数」とは、一般には20人程度以上が集まるものがこれに当たると考えられます。なお、「立食パーティー」には、着座して行われるものであっても、座席が指定されておらず、人数もかなり多い場合（50人程度以上）のように、立食パーティーに準ずる会合も含まれます。

3 第3号（職務として利害関係者を訪問した際に、職務の遂行のため当該利害関係者から提供される物品を使用すること。）

職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与です。ここで認められる物品としては、文房具などの事務用物品、電話又はファックスの借用、ヘルメットや防護服の借用などが挙げられます。

4 第4号（職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること。）

職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、利害関係者の自動車を利用することです。職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の便宜の供与です。

提供される自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に利用しているものに限られ、当該職員のために特に用意したハイヤーなどはここでは認められません。

利用が認められるのは、他に公共交通機関がなく利害関係者の自動車を利用するしかないような場合のほか、限られた時間で用務を遂行するために、自動車での移動が合理的な場合も含まれます。

5 第5号（職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受け、又は利害関係者と共に茶菓の飲食をすること。）

茶菓の提供は社会通念として認められる軽微な接遇であり、それを受けることによって職務の公正な執行に対する市民の疑惑や不信を招くことは考えられません。「その他の会合」は、会議又はこれに準じた集まりに限られず、職務として利害関係者に会うような場合も含まれます。

6 第6号（職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食物の飲食をすること。）

職務として出席した会議において供されるものであり、通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれはありません。

「会議」とは、「〇〇会議」と名称の付いたものに限定されず、会議に準じた職務上の集まりも含まれます。

「簡素な飲食物」とは、会議室で供される弁当（いわゆる箱弁）が典型的なものです。

なお、「会議において」とは、会議と一体のものであることが必要であり、会議と一体の行事として同じ建物の中で行われる懇談会くらいまでは許容されます。

(禁止行為等)

第4条 1、2 (略)

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

利害関係者から、物品等を購入し、物品等の貸付けを受け、役務の提供を受ける際に、それらのために支払う対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは差額を金銭の贈与とみなすこととするのです（贈与とみなすことにより、第4条第1項第1号の金銭の贈与の禁止規定違反となります。）。

5 禁止行為の例外

(禁止行為の例外)

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、第8条第3項に規定する服務管理者（職員が服務管理者である場合にあっては、同条第2項に規定する総括服務管理者）に相談し、その指示に従うものとする。

1 親族関係や学生時代の友人等職員となる前からの関係がある者や地域活動を通じて知り合った者等職員としての身分にかかわらない関係がある者については、職員の職務と利害関係を有する者となったとしても、引き続きそのような私的な関係に基づいた付き合いを行うことはあり得るところであり、このような付き合いを利害関係者との間の行為であるとして一切禁止することは、職員の個人的活動に対する過度の侵害となります。そこで、そのような私的な関係に基づく付き合いと評価できるものであり、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれのないものについては、第4条第1項の禁止を解除するものです。

2 私的な関係がある者との間で規制の対象とされている行為を行おうとする場合に考慮する事項は、具体的にいえば次のとおりです。

① 「その者との間における職務上の利害関係の状況」とは、例えば、職員が担当する業法の免許申請を行っているときのように利害関係の強い状況にあるか、あるいは、職員がその属する課の所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務に携わっている場合で当該事業を行う事業者等との間において具体的な案件が生じていないときのように利害関係の弱い状況にあるかを考慮することをいいます。

② 「私的な関係の経緯及び現在の状況」とは、例えば、学生時代から親しく付き合いを続けているような親しい間柄か、あるいは十数年間会っていないような疎遠な間柄かを考慮することをいいます。

③ 「両者の間において行おうとする行為の態様」とは、例えば、高額な祝儀の提供か、あるいは安価な果物等のおすそ分けかを考慮することをいいます。

3 倫理規程第5条第1項においては、「私的な関係」を「職員としての身分にかかわらない関係をいう。」と定義しています。

したがって、職員として知り合い職員として付き合い合っている場合には私的な関係には該当しません。職場での上司や同僚との関係や職務上のカウンターパートなどとの関係は「私的な関係」には該当しません。また、退職者との関係も「私的な関係」には当たりません。

他方、職場の上司に仲人を頼んだ場合における仲人とそれを依頼した者としての関係については、「私的な関係」に該当することもあり得るものと考えられます。

- 4 規定の対象とされている行為を行うことについて、そのようなおそれがないかどうか自ら判断できない場合には、サービス管理者（職員がサービス管理者である場合にあつては、総括サービス管理者）に相談し、その指示に従うものとするとしています。

6 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から飲食等の提供を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食等の提供又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

1 利害関係者以外の事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることを禁止しています。

これは、たとえ職務上の利害関係がない事業者等であっても、私的な関係もないような者から供応接待を繰り返し受けたり、一度限りでも高額な供応接待を受けるような場合等、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や財産上の利益の供与を受ける場合には、そのような供応接待を行う側は職員からの何らかの見返りを期待してそのような行為を行っていることがありがちであることなど、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、その者との関係からみて社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や財産上の利益の供与を受けることを禁止するものです。

なお、「社会通念上相当と認められる程度」とは供応接待等を行う相手との関係を含めた各般の事情を考慮して判断すべきものであり、一般的には、例えばその相手が親族である場合には許容範囲は広くなり、その相手が仕事を通じて知り合ったような者である場合にはその許容範囲は狭くなるものと考えられます。

■社会通念上相当かどうかの判断ポイント

- 利益供与の原因・理由：原因・理由に相当性（透明性が確保された方法で利益が供与されたもの、儀礼的な会合に招待されて職務として出席したもの等）が認められるか。
- 利益供与の対象者の範囲：対象者が職員のみなのか、広く一般に供与されるものなのか。
- 利益供与の額：額が高すぎないか。
- 利益供与の頻度：利益供与を繰り返し受けていないか。
- 利益供与の相手方との関係性：例えば、現時点では利害関係がないとしても、頻繁に契約の相手方となっているなど、市民の疑惑や不信を招くような近い関係はないか。

7 利害関係者と共に飲食をする場合の届出等

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出等)

第7条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、つぎの各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、届出書（別記様式）をサービス管理者（サービス管理者が提出する場合にあっては、総括サービス管理者）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出することができなかつたときは、事後において速やかに当該届出書を提出しなければならない。

(1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食するとき。

(2) 私的な関係にある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

2 職員は、利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用負担の有無やその額に関係なく、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招かないよう努めなければならない。

1 自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、サービス管理者（サービス管理者が提出する場合にあっては、総括サービス管理者。）へ届け出なければなりません。

2 自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合又は利害関係者以外の第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食することは禁止行為とはなりません。が、1万円を超えるような高額な飲食については、その形態によっては、接待を受けているのではないかと誤解される可能性も否定できないことから、原則として事前に届出をさせることによりサービス管理者に対して当該飲食の事実を明らかにし、職員の行動に係る透明性を確保すること等を目的とする届出制度を措置することとしたものです。

3 多数の者が出席する立食パーティーにおける飲食については、倫理規程上、利害関係者から飲食物の提供を受けることが、金額にかかわらず自由となっていることから、これとの均衡を考慮して、届出の対象から除外しています。

同様に、私的な関係がある利害関係者との飲食についても、倫理規程上、飲食物の提供を受ける場合であっても、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合には、金額にかかわらず自由となっていることに鑑み、当該飲食のうち、「市民の疑惑や不信を招くおそれがない」と認めることができる以下のケースについては、届出の対象から除外しています。

① 職員が自己の飲食に要する費用を負担する場合

② 私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが、職員の飲食に要する費用を負担する場合

4 「やむを得ない事情」とは、職員本人の責めに帰すことができないような事情であるが、例えば、以下のような場合が考えられます。

- ・ 1万円を超えない見込みであったが、実際には超えた場合
- ・ 利害関係者はいない見込みであったが、実際には利害関係者がいた場合

5 第2項は、職員が利害関係者と飲食する場合において、その費用について正当に自己負担する場合やその額に関係なく、常に公正な職務の執行と透明性の確保に留意し、市民の疑惑や不信を招くことのないよう、特に注意喚起を行うものです。

自分が適正な自己負担を行っていると認識しても、事前・事後の会計の確認が不十分であったため、結果として規程違反を犯してしまったということも想定されるため、領収書やレシート類の保管等、全体の会計金額の把握に努め、適正な金額を自己負担しているか確認することも必要です。

また、特に市が発注する建設工事、役務及び物品等の発注担当者については、発注に係る非公開情報を知り得る立場にあることから、入札やプロポーザルに参加又は参加しようとしていることが明らかかな事業者と安易に飲食を共にすれば、市民の疑惑や不信を招く可能性が高いことも認識しておく必要があります。

8 総括サービス管理者及びサービス管理者の設置

(総括サービス管理者及びサービス管理者の設置)

第8条 職員の職務に係る倫理の保持の徹底を図るため、総括サービス管理者及びサービス管理者を置く。

2 総括サービス管理者は、副市長をもって充てる。

3 サービス管理者は、部長級の職員をもって充て、所属する職員を担当する。ただし、部長級の職員を置かない部署にあつては、総務企画部長が担当する。

総括サービス管理者（副市長）及びサービス管理者（部長級職員）の設置規定です。

9 総括サービス管理者及びサービス管理者の責務

(総括サービス管理者及びサービス管理者の責務)

第9条 総括サービス管理者は、この訓令に定める事項を職員に遵守させるため、サービス管理者との連絡調整を図り、必要に応じ、サービス管理者に対し助言及び指導を行うとともに、職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究等を行うものとする。

2 サービス管理者は、この訓令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 所属長との連絡調整を図り、必要に応じ、助言及び指導を行うこと。

(2) 第17条第2項に規定する調査及び同条第3項の規定による報告を行うこと。

(3) 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る研修を行うこと。

1 第1条の目的を達成するため、総括サービス管理者（副市長）とサービス管理者（部長級職員）の責務を規定しています。

2 総括サービス管理者は、サービスを統督する立場にあることから、サービス管理者に指導、助言を行うとともに、連携を図りながら、職員の職務に係る倫理の保持について調査研究等を行うことを総括サービス管理者の責務とするものです。

3 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、サービス管理者も機会を捉えて指導、助言を行うことにより未然に市民の疑惑や不信を招くような行為を防止することが効果的と考え、その旨サービス管理者の責務とするものです。

10 管理又は監督の立場にある者の責務等

(管理又は監督の立場にある者の責務等)

第10条 職員のうち、管理又は監督の立場にある者は、この訓令の目的に従って自ら模範となる行動をとるよう努めるとともに、職員相互の注意喚起を促さなければならない。

第1条の目的を達成するため、管理監督者（係長級以上の職員）は、自らが模範となるよう努め、職員相互の注意喚起を促すことを責務としたものです。

11 遵守事項等

(公金支出の際の遵守事項)

第11条 職員は、公金支出に係る事務の執行に際し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方財政法（昭和23年法律第109号）、宇和島市会計規則（平成17年規則第50号）、宇和島市公共下水道事業の財務の特例に関する規則（令和元年規則第33号）その他公金の支出に関する規程等を遵守し、厳正かつ効率的な事務の執行に当たらなければならない。

(個人情報の取扱いの際の遵守事項)

第12条 職員は、個人情報を取り扱う場合においては、宇和島市個人情報保護条例（平成17年条例第11号）その他個人情報の取扱いに関する規程等を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(飲酒運転等の禁止)

第13条 職員は、飲酒運転、著しい速度超過その他重大な交通法規違反が交通事故を引き起こす要因となるものであることを常に認識し、これを行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの禁止)

第14条 職員は、セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。）及びパワー・ハラスメント（職務上の優越的な地位を利用して、職員に対し、職務の範疇を超えて職員の人格及び尊厳を侵害するような言動をいう。）を行ってはならない。

(不当要求行為等の拒否)

第15条 職員は、職務の執行に当たって、不当要求行為等（社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図ることを目的とした行為をいう。）に依ってはならない。

第11条から第15条までは、公務に対する市民の信頼を確保するために、職員が公私問わず常に心掛けるべき事項を掲げたものです。

12 職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 第16条 職員は、他の職員の第4条第1項又は第6条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第4条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。
- 2 職員は、自己若しくは他の職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 管理又は監督の立場にある者は、その管理し、又は監督する職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

第16条では、他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取って費消するなど、違反行為を組織的に助長させるような行為や、倫理規程の違反行為について、職員が虚偽の報告や、隠蔽を行ったり、管理監督者が黙認するなど真相の解明を妨害するような行為を禁止しています。

いわゆる組織ぐるみで違反行為が拡大し、重大化するというような事案の発生を踏まえ、倫理規程の上でも、これを適切に抑止し得るような措置を講ずる必要があることから、職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等を禁止するものです。

1 第1項（他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り、又は享受すること。）

他の職員が違反行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、職員がこれを受け取った場合、当該職員は本項に違反することとなります。

「知りながら」とは、周囲の状況から通常の注意力、判断力をもってすれば知り得る状況にあることをいいます。「受け取り」には必ずしも自己の所有とはせず、預かり管理することも含まれます。

2 第2項（倫理規程等の違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行うこと、又は隠蔽すること。）

虚偽の申述や隠蔽することは規程違反行為となります。「疑いがある」とは、内外からの情報提供、マスコミ報道等により得た情報に、倫理規定等の違反の可能性を否定できないような内容が含まれている場合をいいます。「虚偽の申述」には、職員がサービス管理者等から報告を求められた場合に事実と異なる申述を行うことのほか、職員が自発的にサービス管理者等に対して事実と異なる申述を行うことも含まれます。

3 第3項（管理監督者が、部下職員が倫理規程等の違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認すること。）

「黙認」とは、何らの対応もとらないことをいいます。したがって、例えば、自ら当該職員を指導した場合、サービス管理者等に投書した場合は、「黙認」には当たりません。

「その管理し、監督する職員」とは、課長など組織の長にあつては、当該組織の構成員全員（課長であれば、課員全員）とし、課長補佐、係長などスタッフ職にあつては、職務実態として自らが管理し、監督している職員とします。

13 違反行為の調査、違反者に対する措置

(違反行為の調査等)

第 17 条 所属長は、その指揮し、又は監督する職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するときは、その旨をサービス管理者に報告しなければならない。

2 サービス管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、総括サービス管理者に報告するとともに、当該報告に係る行為に関し、所属長と共同して調査を行うものとする。

3 サービス管理者は、前項の規定による調査が終了したときは、遅滞なく、総括サービス管理者に当該調査の結果を報告するものとする。

(違反者に対する措置)

第 18 条 任命権者は、この訓令に違反する行為を行った職員に対し何らかの措置をとることが必要であると認めるときは、その違反の程度に応じ、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定による懲戒処分その他人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

1 第 17 条は、職員が倫理規程に違反する疑いのある行為を行ったと思料するときの調査、報告等、手続きを掲げたものです。

2 第 18 条は、職員が倫理規程に違反した場合、その違反の程度に応じて懲戒処分等の必要な措置を講ずることを掲げたものです。